

信書便制度説明会を富山で開催

総務省北陸総合通信局（局長 濱島 秀夫）は、平成29年11月14日（火）、富山県民会館で「信書便制度説明会」を開催しました。

本説明会は、地方公共団体や信書便の利用が見込まれる企業（以下「利用者」と呼称。）と既存の信書便事業者や信書便事業への参入を検討している事業者等（以下「事業者」と呼称。）を対象に、信書便制度をはじめ信書便事業の現状について理解していただくための周知活動の一環として、定期的に北陸3県で開催しています。

今回は富山市内で開催し、利用者19名、事業者5名の計24名の参加がありました。

説明会では、赤瀬信書便監理官から、信書に該当する文書の例や信書の送達方法等について「知っておきたい信書のルール」の動画を交えた解説とともに、北陸3県の信書便事業者の参入状況やビジネスモデルについて紹介しました。

また、参加者を対象に行ったアンケートでは、「信書の定義を含む信書便制度全般、信書便事業のサービス形態や事業事例、その他公文書配送業務を特定信書便事業者へ委託している自治体の活用事例について、詳しく知りたい」などの回答（要望）が数多くありました。

信書便事業を所管する北陸総合通信局では、今後とも地方公共団体に対しては信書便制度の説明を、信書便事業への参入を検討している事業者に対しては、適切なアドバイスを行って参ります。



説明会の模様

お問い合わせ先：総務部信書便監理官
076-233-4428

【配布した資料の一部】

信書に該当する文書に関する指針→

http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf



平成28年度版 信書便年報→

http://www.soumu.go.jp/main_content/000467599.pdf

